

第 19 回 碧南市農業委員会議事録

1. 開催日時 令和 7 年 1 月 24 日（金曜日）午後 3 時から午後 3 時 20 分まで
2. 場 所 碧南市役所本庁舎 議員大会議室
3. 出席委員（農業委員出席 11 名／定数 11 名、農地利用最適化推進委員出席 8 名／定数 9 名）

会 長	神谷昌明		
農業委員	永坂邦男	山中力四郎	市古昭子
	原田孝司	黒田実	長谷部実
	藤浦利吉	近藤正孝	金子さか江
	三島孝二		
農地利用最適化推進委員	石川清勝	藤関弘之	新美康弘
	金原節子	加藤浩孝	下島良一
	杉浦孝明	磯貝孝弘	
4. 欠席委員 永井是充
5. 議事日程
 - 第 1 議事録署名委員の選定について
 - 第 2（1）議案について (40 件)

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請の件	2 件
議案第 2 号 農用地利用集積計画の件	38 件
 - （2）報告事項について (7 件)

報告第 1 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出の件	4 件
報告第 2 号 農地法第 18 条第 6 号の規定による届出の件	2 件
追加報告	
報告第 3 号 生産緑地あっせん不成立の件	1 件
6. 事務局・説明員

局 長	生田和重	次 長	牧 勝彦	係 長	松井佑未子
主 事	片山大輔	主 事	石川修平		

7. 議事とその結果

事務局	皆さん、こんにちは。 定刻となりましたので、ただいまより「第19回 碧南市農業委員会」を開会します。まず、事務局から、本日の出席状況についてご報告いたします。14番委員から欠席の届出がありました。よって本日の出席委員は農業委員11名・推進委員8名で、農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する定足数に達しておりますので、本総会は成立していますことをご報告いたします。 それではこれより議事の審査に入ります。碧南市農業委員会会議規則第6条第1項の規定により以降の議事の進行は会長にお願いします。
会 長	本日は、お忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。 これより会議に入ります。まず、日程第1の議事録署名委員の選定ですが、私から指名させていただいてよろしいでしょうか。
議 場	(「異議無し」の声)
会 長	それでは、2番委員、3番委員にお願いします。
会 長	次に日程第2の議事に入ります。議案第1号、「農地法3条の規定による許可申請の件」を議題とします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。
事務局	1ページをお開きください。 議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請の件についてです。 受付番号1069番 〇〇町〇丁目〇〇番 現況畑 197㎡につきまして □□町□丁目□番地 □□□□さん から △△町△丁目△番地 △△△△さん へ 所有権設定の許可申請です。 申請理由としましては、譲渡人は農業経営の縮小、譲受人は農業経営の拡大です。 この農地は、市街化調整区域の農地です。 対価は、無償です。譲渡人がぜひ隣の方にもらってほしいということでの譲渡となっております。 農地法第3条第2項の各号の許可できない項目に該当するかどうかについて、申請書および現地調査によりますと、 第1号関係の、譲受人の農地の経営面積及び労働力についてですが、 自作地は田が1,023㎡、畑が5,967㎡の計 6,990㎡、借入地は田が448㎡、畑が59,268㎡ の計 59,734㎡ 経営地は合計66,724㎡です。 農作業に従事する者は、農作業歴22年の△△さんと、10年の妻、50年の父、32年の母、16年と13年の弟の計6名です。 通作距離は、車で4分となっております。 第4号関係の、農作業従事日数は、△△さんをはじめ6人全員300日です。 第6号関係の、周辺地域との調和要件ですが、地域農業集落の取り決めに従い、周辺農地の耕作者と協調して耕作していきますので支障はありません、とのこと。 以上のことから、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可の要件をすべて満たしていると考えます。

	1月7日に、棚尾地区の2番委員、14番委員と事務局で、現場確認を実施しました。 地図は、27ページにあります。申請者は認定農家であり、今回この土地を取得することで、集約化が進むため申請者の経営地を灰色で示してあります。 受付番号1070番 〇〇町〇丁目〇〇番 現況田 1, 110㎡、 ◎◎町◎丁目◎◎番 現況田 1, 444㎡ の 合計2筆 2, 554㎡ につきまして □□町□丁目□□番地 □□□□さん から △△町△丁目△△番地 △△△△さん へ 所有権移転の許可申請です。 申請理由としましては、譲渡人は農業経営の縮小、譲受人は農業経営の拡大です。 この農地は、市街化調整区域の農地です。 対価は、〇〇円、坪単価は約〇〇円です。 農地法第3条第2項の各号の許可できない項目に該当するかどうかについて、申請書および現地調査によりますと、 第1号関係の、譲受人の農地の経営面積及び労働力は、自作地は田が36,947㎡、畑が5,750㎡の計42,697㎡です。 農作業に従事する者は、農作業歴60年の△△さんと、43年の妻、28年と26年の子、20年の子の妻の計5名です。 通作距離は、車で3分となっております。 第4号関係の、農作業従事日数は、△△さんが250日、妻と2人の子は120日、子の妻は100日です。 第6号関係の、周辺地域との調和要件ですが、取得する土地の周囲は水田地帯であり、取得後もこれまで通りの耕作をしますので、周辺の農地に悪影響は及ぼしません。また周辺農地の耕作者と協調して耕作していき、農薬の使用方法的の違いによる耕作についても支障はありませんとのことでした。 以上のことから、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可の要件をすべて満たしていると考えます。 1月8日に、西端地区の会長、5番委員と事務局で、現場確認を実施しました。 地図は、28ページにあります。
会 長	ありがとうございました。 只今の説明に関連して、現地確認した委員の方から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。まず、受付番号1069番についてです。2番委員をお願いします。
2 番委員	隣が堤防で草が生えているにも関わらず農地はきれいに管理されていました。問題ないと思います。
会 長	ありがとうございました。次に受付番号1070番について私から報告させていただきます。〇〇町は麦が蒔いてあって、◎◎町は稲刈り後できれいに管理されており、問題ないと思います。次に5番委員をお願いします。
5 番委員	会長の言うとおりで問題ないかと思います。
会 長	ありがとうございました。

会 長 この件につきまして、推進委員の皆様も含め、ご意見、ご質問等ありませんか。
よろしいですか。それでは簡易採決します。

議 場 議案第1号について、原案のとおり決定することに、ご異議はございませんか。
会 長 （「異議無し」の声）議案第1号は原案のとおり決定しました。
会 長 次に、議案第2号、「農用地利用集積計画の件」を議題とします。事務局から議案の朗
読と説明をお願いします。

事務局 4ページをお開きください。
議案第2号、農用地利用集積計画の件についてです。
集計表にて説明する前に地区審査会より修正のあった箇所を説明します。9頁の受付番
号1082番ですが貸借料は正しくは〇〇円でした。失礼いたしました。
では、集計表にて説明いたします。
相対による貸借権設定が、合計件数19件、合計面積25,901㎡です。内訳は、田
991㎡、畑25,901㎡です。転貸による貸借権設定は、合計件数19件、合計面
積33,565㎡です。内訳は、田33,565㎡です。
以上の計画の内容につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号の、
第1号、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること。
第2号、利用権の設定等を受けた後において、備えるべき要件である
イ、耕作等に供すべき農用地のすべてを効率的に利用して耕作等の事業を行うと認
められること。
ロ、耕作等に必要な農作業に常時従事すると認められること。
の各要件を満たしていると考えます。以上です。

会 長 ありがとうございます。
全体の審議に入る前に、出席委員の関連議案を先決します。
5番委員の案件を先決します。

会 長 5番委員の案件は、受付番号1093番始め10件です。
この件につきまして、推進委員の皆様も含め、ご意見、ご質問ございませんか。

会 長 よろしいですか。それでは簡易採決します。
5番委員関連について、原案のとおり決定することに、ご異議はございませんか。

議 場 （「異議無し」の声）

会 長 異議もございませんので、5番委員関連の受付番号1093番始め10件は、原案の
とおり決定しました。

会 長 続きまして、7番委員の案件を先決します。
7番委員の案件は、受付番号1073番です。
この件につきまして、推進委員の皆様も含め、ご意見、ご質問ございませんか。

会 長 よろしいですか。それでは簡易採決します。
7番委員関連について、原案のとおり決定することに、ご異議はございませんか。

議 場 （「異議無し」の声）

会 長 異議もございませんので、7番委員関連の受付番号1073番は、原案のとおり決定
しました。

会 長 続きまして、15番委員の案件を先決します。

15番委員の案件は、受付番号1089番です。
この件につきまして、推進委員の皆様も含め、ご意見、ご質問ございませんか。
よろしいですか。それでは簡易採決します。

15番委員関連について、原案のとおり決定することに、ご異議はございませんか。
（「異議無し」の声）

異議もございませんので、15番委員関連の受付番号1089番は、原案のとおり決定しました。

続きまして、19番委員の案件を先決します。
19番委員の案件は、受付番号1095番始め5件です。
この件につきまして、推進委員の皆様も含め、ご意見、ご質問ございませんか。
よろしいですか。それでは簡易採決します。

19番委員関連について、原案のとおり決定することに、ご異議はございませんか。
（「異議無し」の声）

異議もございませんので、19番委員関連の受付番号1095番始め5件は、原案のとおり決定しました。

それでは、先決17件を除く21件について、質疑に入ります。
この件につきまして、推進委員の皆様も含め、ご意見、ご質問等ありませんか。
よろしいですか。それでは簡易採決します。

議案第2号について、原案のとおり決定することにご異議はございませんか。
（「異議無し」の声）

異議もございませんので、議案第2号は原案のとおり決定しました。

引き続きまして、報告事項に入ります。

報告第1号	農地法第5条第1項第6号の規定による届出の件	4件
報告第2号	農地法第18条第6号の規定による通知の件	2件
追加報告		
報告第3号	生産緑地あっせん不成立の件	1件
合計7件、一括報告してください。		

（報告）

ありがとうございました。

只今の報告について、ご質問のある方は挙手をお願いいたします。

それでは他に質問もないようですので、以上で報告事項を終わります。

以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項は全て終了いたしました。

続きまして、碧南市農業委員会会議規則第11条の規定で、委員は動議を提出できるとあります。その他として、動議はございませんか。

無いようですので以上をもちまして、第19回碧南市農業委員会を閉会とします。

～午後3時20分閉会～